

清水町個人情報保護条例（平成14年清水町条例第44号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)～(4) (略)                      (5) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。                      (6) (略)</p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)～(4) (略)                      (5) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。                      (6) (略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。